

道路占用料表

占用物件	単位	金額 (円)
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき年額 480
	第 2 種電柱	730
	第 3 種電柱	990
	第 1 種電話柱	430
	第 2 種電話柱	680
	第 3 種電話柱	940
	その他の柱類	43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき年額 4
	地下に設ける電線その他の線類	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき年額 420
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき年額 260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき年額 850
	郵便差出箱	360
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき年額 870
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき年額 850
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき年額 18
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	26
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	38
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	51
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	77
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	100
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	180
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	260
	外径が 1 メートル以上のもの	510
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルに	760

			つき年額	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき年額	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
	その他のもの			850
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる物件	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき日額	9
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき月額	87
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチで設けるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき月額	87
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき年額	870
	標識		1 本につき年額	680
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その他のもの	1 本につき日額	10
		その他のもの	1 本につき月額	87
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき日額	9
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき月額	87
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき月額	870
		その他のもの		480
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき年額	850
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき月額	87
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				85
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき年額	A に 0.014 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.017 を

	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	乗じて得た額 Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
応急仮設建築物	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額

備考

1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、当該期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。